

殿

(〇〇都道府県労働局長)

委託募集の許可等申請について

平成 年 月 日付けで申請のあった標記については、下記のとおり決定したので通知する。

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

記

- | | | | |
|---|----------|-----------------------|------|
| 1 | 本申請の件は、 | 許 可
不 許 可
条件付許可 | とする。 |
| 2 | 報酬の額につき、 | 認 可
不 認 可
条件付許可 | とする。 |